

川島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）に対する 意見の概要と町の考え方

- 提出者数 1名
- 提出件数 2件
- 提出意見及び質問と町の考え方及び回答

【高齢者福祉計画について】

提出意見1：若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳障害となった第2号被保険者への支援策として、啓発や居場所づくりだけでなく、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）としての適切な診断につなげ、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスが利用できるよう介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して支援をしていく、といった具体的な施策を記してください。

町の考え方：ご意見に基づき、障害福祉担当課と連携する旨を記載しました。

提出意見2：高齢者徘徊感知器等を貸与するサービスの対象に、徘徊してしまう高次脳機能障害の方とその方を介護しているご家族を含めてください。

町の考え方：高齢者徘徊感知器等、福祉用具貸与については、介護保険法等の法令の規定に基づいて行うものです。対象者についても、法令の規定に基づいて判断します。

高次脳機能障害に限らず、対象要件を満たしていれば貸与は可能です。

町独自給付による対象者の拡大は、現時点では考えておりません。